

はしがき

法律問題は病気に、弁護士は医師に喩えられることがあります。借金や離婚などの法律で解決できる問題も病気も、対処が早ければ早いほど、予後が良いことは間違いありません。ですが、法律問題を抱えた生活困窮者の多くは、なかなかすぐには弁護士の元に相談に来てはくれません。

ところで、私が弁護士登録をした当時（2007年（平成19年））には、すでに日本司法支援センター（通称：法テラス）が設立されており、法律問題を抱える生活困窮者の支援のための一つの手法として「福祉と司法の連携」があげられていたと記憶しています。それから20年近くが経ち、昨今、弁護士の口から「福祉関係者とお互いに顔が見える関係が築けた」であったり、福祉関係者の口からも「法律問題を抱える生活困窮者がいれば弁護士につなぐことができている」といったことを耳にする機会が増えました。

それでも、生活保護利用者の法律相談を受けていると、「どうして、もっと早く相談に来てくれなかったんですか！」「担当ケースワーカーはいったい何をしていたんですか！」と恨み言の一つや二つを言いたくなるのが、いまだに少なくありません。そもそも、多くの生活困窮者は、今も昔も、生活に困窮して直ちに生活保護の申請に至るわけではありません。行政に頼ることなく何とかしようと無理に無理を重ね、どうにもならなくなって初めて申請に至ります。当然、生活保護開始決定時には、借金や離婚などさまざまな法律問題を抱えている、そのことは多くのケースワーカーにとって共通理解となりつつあるにもかかわらず、です。

なぜ、そのような事態が生じているのでしょうか。

生活保護の現場では、生活困窮者支援における「福祉と司法の連携」

の必要性を感じつつも、それを実践できているのは限られたエキスパートにとどまっていて、多くのケースワーカーは、どうすればよいのかわからない、そうした茫漠感の前に動き出すことができないでいるように感じます。あるいは、わかるようでわからない「福祉と司法の連携」に対し、何か途方もない労力を要するのではないか、そういった不安があるのかもしれませんが。

以上のような観点から、本書では、生活保護の現場における「福祉と司法の連携」について、どのタイミングで何を行うべきか、それを示したロードマップを作成することによって、多くのケースワーカーが感じているであろう茫漠感を解消することをめざしています。併せて、弁護士にできること・できないこと、ケースワーカーにできること・できないことを踏まえて「福祉と司法の連携」の輪郭を描き、その限界を示すことで、労力に関する不安を解消したいとも考えました。

理解しやすく役に立つ、そのためには現場の現実に応じた内容でなければなりません。本書では、架空のX市の福祉事務所を舞台に、生活保護の現場でケースワーカーが現実に直面し得る事例を取り上げ、その各場面ごとで、担当ケースワーカー（井口CW）の質問に弁護士である私が回答をする形式で説明をしています。その際には、単に知識を羅列するのではなく、現場での実践を念頭に置き、押さえるべき勘所に焦点を当てることを心がけました。この試みが成功していることを願ってやみません。

なお、本書は、私が法テラスの常勤弁護士となり法テラスむつ法律事務所に配属された2022年度（令和4年度）より定期的に開催している、むつ市福祉部生活福祉課の職員を対象とした勉強会で行った講義とそれに対するフィードバックをベースにしています。同課の職員の方々の理解と協力なくしては、本書を完成させることはできませんでした。この

場を借りて、御礼申し上げます。また、本書を世に出すことができたのは、本書の執筆のみならず、日々の活動をご支援くださる土屋竜也事務局長をはじめとする法テラス青森地方事務所の職員の方々の存在があったことです。心より感謝の言葉を贈ります。

最後になりますが、本書を上梓する機会を与えてくださった民事法研究会の皆さまと編集の労を執っていただいた南伸太郎氏に対して重ねて御礼を申し上げます。

本書が「福祉と司法の連携」の実現の一助となるのであれば、これに勝る喜びはありません。

2024年（令和6年）12月

眞鍋 彰啓

◎用語について◎

生活保護法上の「被保護者」について、生活保護の実施機関や生活保護を取り扱う書籍では、「生活保護受給者」と表記することが一般的だと思われていますが、本書では、生活保護を利用することは憲法の保障する国民の権利である、その権利主体性に重きを置き、あえて「生活保護利用者」と表記しています。

さらに、本書では、政令都市ではない市（X市）を前提に説明しています。そのうえで、生活保護を行うべき市長が生活保護法19条4項に基づき生活保護の決定および実施に関する事務の全部を福祉事務所に委任（権限自体が受任した福祉事務所に移るので、福祉事務所長は自己の名と責任において委任された権限を行使するとともに、委任した市長はその限りで権限を失います）していることが多いと考えられることから、説明の便宜上、生活保護を行うべき「保護の実施機関」とは福祉事務所長（X市福祉事務所長）を指します。また、市役所の生活保護担当課（市役所では、福祉事務所の組織を「保護課」「福祉課」などにあて、「福祉事務所」の名称では見つからないことがあります）で生活保護に関する業務を行う職員で生活保護世帯を担当する者を「ケースワーカー」もしくは「CW（Case Worker）」、それを指導監督する職員を「査察指導員」（通常は係長級）もしくは「SV（Supervisor）」と呼びます。

◎凡 例◎

〔告示・通知〕

- 告示 昭和38年4月1日厚生省告示第158号「生活保護法による保護の基準」
- 次官通知 昭和36年4月1日厚生省発社第123号厚生事務次官通知「生活保護法による保護の実施要領について」
- 局長通知 昭和38年4月1日社発第246号厚生省社会局長通知「生活保護法による保護の実施要領について」
- 課長通知 昭和38年4月1日社保第34号厚生省社会局保護課長通知「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」

〔文 献〕

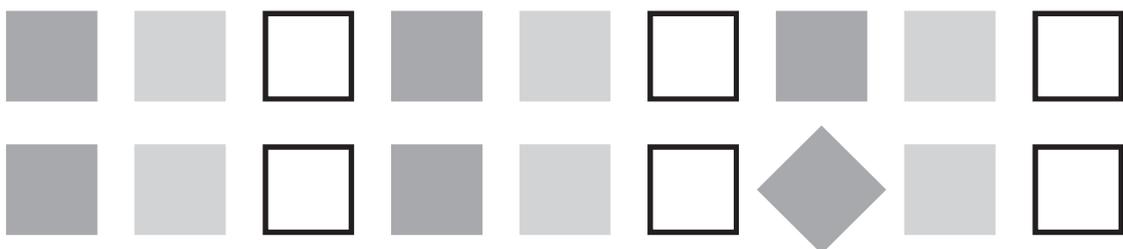
- 手帳 生活保護手帳〔2024年度版〕
- 問答集 生活保護手帳別冊問答集〔2024年度版〕
- 実例集 大山典宏『精選生活保護運用実例集』（第一法規、2023年）

〔判例集〕

- 民集 最高裁判所民事判例集
- 刑集 最高裁判所刑事裁判集
- 裁判集民 最高裁判所判例集民事
- 家月 家庭裁判月報
- 判夕 判例タイムズ
- 賃社 賃金と社会保障

第1章 ■ ■ □

弁護士との連携にあたり
押さえておきたい
個人情報基礎知識



事例1 個人情報

Aさん（80歳代、女性）は、X市で単身、生活保護を利用して生活している。身寄りはない。身の周りのことは自分で管理しながら自宅で生活してきたが、数年前から、年相応の物忘れもみられるようになってきた。

令和5年5月8日、Aさんの担当である井口CWは、Aさん宅を訪問した際、玄関の靴箱の上に消費者金融業者のPミスからAさん宛てに送られた封書が置かれているのを見つけた。「これは何ですか？」とAさんに尋ねたところ、Pミスから手紙が送られてくるようなことをした心当たりはないけれども、封を開けるのも捨てるのも怖かったので、そのままにしている、とのことだった。

井口CWがAさんの了承を得て封書を開けてみると、「督促状」と書かれた1枚の紙が出てきた。「督促状」の作成日は令和4年9月8日、つまり、Aさん宅に届いてから8か月近くもの間、放置されていた計算になる。「督促状」には、AさんはPミスから借入れをしたにもかかわらず返済をしていない、合計45万7,390円（元金残高：29万9,290円、利息5,116円、遅延損害金15万2,984円）を速やかに支払わなければ法的手続を検討する、といったことが書かれていた。

井口CWが「督促状」の内容についてAさんに説明をしたところ、Aさんは、「言われてみると、お金を借りたかもしれない」「でも、もう歳だし、返済なんてできるわけがない」「どうしたらいいか、わからない」「もう死ぬしかない」。そう言って泣き出してしまった。

その様子を見た井口CWは、弁護士に相談することを勧めたいけれど、Aさん一人で法律相談に行っても、また泣き出して相談どころではないだろうと思い、Aさんに対し、「月1回、市役所で法律相

談会をやっているのです、そこに行って、弁護士先生に相談してみませんか?」「Aさん一人だと弁護士先生に上手に説明できないでしょう。僕もいっしょに行って、僕のほうから事情を説明してあげますから」と提案した。すると、Aさんは、「ありがとうございます。お願いします」と言って、しゃくり上げながら何度も^{うなづ}頷いた。

*

令和5年5月15日、X市の定例法律相談会当日、その日の法律相談を担当する河本弁護士は、開始時間10分前に会場であるX市役所庁舎内の相談室に到着した。河本弁護士は弁護士登録2年目、新進気鋭の弁護士である。河本弁護士がさっそく最初の相談者の相談受付票を確認していると、そこには、「相談者氏名：A」「相談の内容：債務整理」「備考：生活保護のケースワーカーが同席を希望」と記載されていた。生活保護のケースワーカーが法律相談に同席するなんて初めてだな、そんなことを考えながら待っていると、40歳くらいの男性（井口CW）が高齢の女性（Aさん）を連れて相談室に入ってきた。

河本弁護士が「今日はこういったご相談ですか?」と尋ねると、井口CWが持参した「督促状」を取り出して事情を説明し始めた。河本弁護士は、井口CWの話の話を聴きながら、「督促状」を見て、最終弁済期限と期限の利益喪失日の記載がないことを確認した。そして、遅延損害金の額が借入元金残高の半額程度だし、消滅時効はまだ完成していなさそうだが、Aさんは高齢だし生活保護利用者なのだから返済はできないだろう、自己破産の申立てをするしかないか、と考えた。ひととおり井口CWの説明を聴き終えて、今後はAさんに対し、借入れの経緯や収入・資産について質問したところ、Aさんは、「覚えていない」「よくわからない」「借りたような気もするけど昔のことなので」とまるで^{らち}埒が明かない。それでも、「破産申立てし

かないですかね」と言うと、「破産したいです。先生、お願いします。助けてください」としっかりした返事が返ってくる。

*

河本弁護士は、困ったな、依頼を受けてあげたいけど、Aさん一人で事務所に来られても、申立ての準備が進む未来が見えないぞ、一人で抱えるのはしんどいな、さて、どうしたものか、と思案していると、ふと、井口CWと目が合い、そのとき、あるひらめきが脳裏をよぎった。それから、物は試し、と自分自身に言い聞かせ、井口CWに対し、「こういうことは初めてなんですけど、僕とケースワーカーさんとでAさんの情報を共有しながら事件処理を進めていくことは可能ですか？ 僕一人では、依頼を受けても、ちゃんと事件処理をやり切る自信がなくて……」と正直に思いを口にした。すると、井口CWが少し不安げな様子で、「私としても、Aさんについては、できれば先生と情報共有しながら対応したいなと思うのですが、最近、個人情報、個人情報ってすごくうるさいじゃないですか。そのところは大丈夫なんですか？」と尋ねてきた。個人情報か……、ロースクールでも司法研修所でも教わっていないしな……、どうなんだろう……、河本弁護士はその場で固まってしまった。

Q 1 ● 個人情報の第三者への提供①

● 地方公務員の守秘義務

地方公務員が個人情報を取り扱う際には、「地方公務員の守秘義務」と「個人情報保護法」に留意する必要があると聞きました。Aさんの親族関係、生活歴、収入・資産や支給した生活保護費、支援状況など、ケースワーク業務を行ううえで取得したAさんに関する情報について、

河本弁護士に提供した場合、「地方公務員の守秘義務」に違反しないのでしょうか。



1 回答

ケースワーク業務を行ううえで取得したAさんに関する情報（「秘密」）を第三者に提供することは、提供先がたとえ弁護士であったとしても、原則として、「地方公務員の守秘義務」に違反します。

もっとも、Aさんに関する情報について、当のAさん本人が河本弁護士に提供することについて同意をする場合、河本弁護士に提供する限りでは、その情報はもはや秘密として保護するに^{あた}価する「秘密」には該当しないので、「地方公務員の守秘義務」に違反しません。

2 解説

(1) 地方公務員の守秘義務

地方公務員法34条1項は、「職員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない」として、「地方公務員の守秘義務」を規定しています。この規定に違反した場合、刑事罰（地方公務員法60条2号¹）や懲戒処分（同法29条1項2号）の対象となることがあります。

なお、地方公務員に限らず、職務の特性上、秘密の保持が必要とされる職業については、それぞれ法律により守秘義務が定められています。

1 地方公務員法60条2号は、地方公務員の守秘義務に違反して秘密を漏らした者は「1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する」と規定しています。

(2) 「秘密」

最高裁判所は、守秘義務による保護の対象となる「秘密」について、「非公知の事項であって、実質的にもそれを秘密として保護するに価すると認められるもの」と解釈しており、² 実務上も、その解釈に沿う形で運用がされています。

そして、個人のプライバシーを重んじる昨今の風潮を踏まえたとき、個人にかかわる情報であって世間一般に広く知れ渡っていないものはすべて、住所や電話番号も含め、実質的に秘密として保護するに価する「秘密」に該当すると考えるべきです。

Aさんの事例でいうと、Aさんの親族関係、生活歴、収入・資産や支給した生活保護費、支援状況など、ケースワーク業務を行ううえで取得したAさんに関する情報はすべて、世間一般に広く知れ渡っているものではありませんから、「秘密」であり、守秘義務による保護の対象となります。

(3) 「漏ら」す行為

守秘義務による規律の対象となる秘密を「漏ら」す行為とは、「秘密を広く一般に知らしめる行為または知らしめるおそれのある行為の一切」をいい、秘密をインターネット上に書き込むこと、口頭で伝えることなど、手段を問いません。積極的に秘密を漏らす行為（作為）に限らず、漏えいを黙認する、秘密事項を含む文書の管理や廃棄を適切に行わないなどの不作為を含みます。また、「漏ら」す行為の相手方が特定されているか不特定であるかも問いません。³

2 最決昭和52・12・19刑集31巻7号1053頁（ただし、国家公務員の守秘義務についての事案）。

3 橋本勇『新版逐条地方公務員法〔第5次改訂版〕』（学陽書房、2020年）699頁以下。

したがって、情報の提供の方法がどのようなものであれ、また、情報の提供の相手方が特定の弁護士であったとしても、その提供行為は秘密を「漏ら」す行為に該当します。

(4) 「地方公務員の守秘義務」と本人の同意

もっとも、個人に関する情報について、本人が第三者に提供することについて同意をする場合、当該第三者に提供する限りでは、当の本人が「秘密」としての保護を放棄している以上、「秘密」として取り扱い保護する理由はないため、守秘義務の保護の対象となる「秘密」にはあたりません（「本人の同意」を得る際の留意点について、Q4参照）。

Aさんの事例の場合、Aさんに関する情報について、たとえそれが世間一般に広く知れ渡っているものではないとしても、本人であるAさんが河本弁護士に提供することに同意するのであれば、河本弁護士に提供する限りでは守秘義務による保護の対象となる「秘密」に該当しないため、その提供は守秘義務違反とはなりません。

Q2 ● 個人情報の第三者への提供②

● 個人情報保護法

ケースワーク業務を行ううえで取得したAさんに関する情報について、河本弁護士に提供する場合、個人の情報の保護に関する法律⁴（以下、「個人情報保護法」といいます）上の問題は生じないのでしょうか。

4 地方公共団体の個人情報保護制度は、従前、各地方公共団体が条例を定めて規律していましたが、令和3年改正個人情報保護法により、令和5年4月1日以降、地方公共団体の機関（議会を除く）を含む「行政機関等」は、原則として、同法「第5章 行政機関等の義務等」の適用を受けることとなりました。

あとがき

本書を最後まで読んでくださり、ありがとうございました。

2023年（令和5年）3月まで法テラスむつ法律事務所でいっしょに働いていた眞鍋弁護士から声をかけていただき、私も本書の執筆に携わることとなりました。

ケースワークについての知識をほとんど持ち合わせていない私がいろいろと口を出したおかげで（？） 弁護士にとっても勉強となる内容に仕上がったと思っています。

これまで、弁護士サイドには、漠然とした「行政への警戒心」というようなものが邪魔をしているのか、ケースワーカーと積極的に連携をしようという姿勢は、あまりみられてこなかったように思います。逆に、ケースワーカーの中には、弁護士から連絡がくるだけで何となく構えてしまう、という方も、多くいらっしゃるのではないのでしょうか。

本書が、互いの業務についての理解を深め、生活保護利用者へのより良い支援のために手を携える土壌がつくられていく一助となれば、幸いです。

とはいえ、いきなり具体的な事案で情報を出し合うのは、抵抗があるかもしれません。まず、双方に対する信頼関係が醸成されることが重要だと考えます。

青森県むつ市では、最近、眞鍋弁護士の発案で、福祉事務所と弁護士との合同勉強会が定期的で開催されているようです。

多くの弁護士会（単位会）には、生活困窮者の支援に取り組む委員会が設置されていますので、委員会を連携の足がかり・窓口とすることができると思います。あるいは、法テラスへご連絡いただければ、地域の実情に応じて、適切な窓口をご案内することができるのではないかと思います。

あとかき

います。

福祉と司法との連携が各地に広がっていくことを願っています。

2024年（令和6年）12月

小山田 友希

◎事項索引◎

▶▶▷あ行

意思能力 167
異時廃止 74
遺族厚生年金 166

▶▶▷か行

害意 62
管財事件 72
官報 40
キャリア決済 72
強制執行 98
強制執行認諾文言付き公正証書
152
業務方法書 44
刑事被疑者弁護援助事業 245
合意に相当する審判 134
行為能力 167
公証役場 152
勾留 241
国選弁護人 245
個人情報保護法 7
婚姻費用 63

▶▶▷さ行

債権差押命令取消申立て 105
裁定 168
債務 22
債務名義 101
詐害行為取消権 219
差押え 97, 104
差押禁止財産 98
時効の援用 24, 93
児童虐待防止対策支援事業 184
児童手当 158
児童扶養手当 158
児童養育加算 157
支払停止 68
支払督促 101
支払不能 44, 65
重大な過失 62
守秘義務 5
準法律行為 168
信用情報機関 41
生活福祉資金貸付制度 118
成年後見制度利用支援事業 185
相殺 68
相続 215

相続放棄 225

租税等の請求権 61

▶▶▷た行

第三債務者 103

第三者からの情報取得手続 127

逮捕 241

代理援助立替基準 48

単位会 31

着手金 49

調停前置主義 131

同時廃止事件 71

当番弁護士制度 245

取立て 104

▶▶▷な行

任意整理 37

任意認知 131

▶▶▷は行

配当 69

破産債権届出 81

破産財団から放棄 92

破産手続 37

被疑者 237

被告人 243

否認 65

秘密 6

副本 115

復権を得る 40

弁護士会 31

弁護士 244

偏頗弁済 58, 65

報酬金 49

法定相続分 214

法テラス 33

法律行為 168

法律上の親子 125

母子加算 157

保有個人情報 10

▶▶▷ま行

未成熟子 142

未成年後見人 170

未成年後見人支援事業 184

未成年者 166

未成年者取消権 167

身分行為 220

民事法律扶助 45

民事法律扶助業務 46

免責不許可事由 57

漏らす行為 6

事項索引

▶▶▷や行

養育費 124

預貯金債権 99

予納金 49

▶▶▷ら行

略式起訴 242

略式命令 242

労役場 255

◎判例索引◎

▶▶▷最高裁判所

最判昭和32・7・9民集11卷7号1203頁	-----	62
最判昭和34・6・19民集13卷6号757頁	-----	215
最判昭和49・9・20民集28卷6号1202頁	-----	220
最決昭和52・12・19刑集31卷7号1053頁	-----	6
最判昭和60・2・14裁判集民144号109頁	-----	68

▶▶▷高等裁判所

大阪高判昭和50・12・2判夕335号232頁	-----	238
名古屋高決平成3・12・15家月44卷11号78頁	-----	141
大阪高判平成25・12・13賃社1613号49頁	-----	204
東京高決令和5・5・25判夕1522号118頁	-----	127

▶▶▷地方裁判所

東京地判昭和54・3・28判夕389号137頁	-----	125
神戸地判平成24・10・18賃社1613号58頁	-----	204
東京地判平成30・11・12判夕1471号176頁	-----	68
宮崎地判令和2・10・21消費者法ニュース126号141頁	-----	119

▶▶▷家庭裁判所

広島家呉支審昭和34・7・28家月11卷10号101頁	-----	125
東京家審平成27・6・17判夕1424号346頁	-----	141

◎執筆者紹介◎

眞鍋 彰啓（法テラスむつ法律事務所）

〔経歴等〕1999年関西大学法学部法律学科卒業、2006年司法修習生（60期）、2007年千葉県弁護士会登録、2017年直方市役所に勤務、福岡県弁護士会登録、2022年法テラスむつ法律事務所に勤務、青森県弁護士会登録。千葉県弁護士会社会福祉委員会副委員長、同会民事介入暴力被害者救済センター副委員長、日本弁護士連合会貧困対策本部委員、第56回人権擁護大会シンポジウム「『不平等』社会・日本の克服——誰のためにお金を使うのか」実行委員、第80回民事介入暴力対策千葉大会実行委員等を務める。

〔著書〕（いずれも共著）『早わかり！ 千葉県暴力団排除条例』（千葉県弁護士会発行、2012年）、『慰謝料算定の実務〔第2版〕』（千葉県弁護士会編、ぎょうせい、2013年）、『生活保護の実務最前線 Q&A——基礎知識から相談・申請・利用中の支援まで』（福岡県弁護士会生存権擁護・支援対策本部編、民事法研究会、2020年）、『失敗事例に学ぶ生活保護の現場対応 Q&A』（民事法研究会、2021年）

小山田 友希（法テラス函館法律事務所）

〔経歴等〕2017年東京大学法学部第一類卒業、2018年司法修習生（72期）、2019年仙台弁護士会登録、2021年法テラスむつ法律事務所に勤務、青森県弁護士会登録、2023年法テラス函館法律事務所に勤務、函館弁護士会登録。

弁護士とケースワーカーの連携による 生活保護の現場対応Q&A

2025年1月23日 第1刷発行

編著者 眞鍋彰啓
発行 株式会社 民事法研究会
印刷 文唱堂印刷株式会社

発売所 株式会社 民事法研究会

〒150-0013 東京都渋谷区恵比寿3-7-16

〔営業〕 TEL 03(5798)7257 FAX 03(5798)7258

〔編集〕 TEL 03(5798)7277 FAX 03(5798)7278

<https://www.minjiho.com/> info@minjiho.com

落丁・乱丁はおとりかえます。
表紙デザイン：関野美香

ISBN978-4-86556-659-8